

春日部市被災地支援対策本部設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市域外において大規模災害等が発生した場合に、被災者及び被災地に対する支援活動を適切かつ迅速に行うため、春日部市被災地支援対策本部（以下「対策本部」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 対策本部に、次の各号に掲げる職員を置き、当該各号に定める者をもって充てる。

- (1) 対策本部長（以下「本部長」という。） 市長
- (2) 対策副本部長（以下「副本部長」という。） 副市長
- (3) 対策本部員（以下「本部員」という。） 別表に掲げる職にある者

2 本部長に事故があるとき、又は本部長が欠けたときは、副本部長が本部長の職務を行う。

(本部会議の招集)

第3条 本部長は本部会議を招集する。

(本部会議の役割)

第4条 本部会議は次の対策を協議し、必要に応じて各部局へ具体的な検討及び対策の指示をする。

- (1) 被災者及び被災地に対する支援活動に関すること
- (2) 災害情報の収集及び市民、関係機関等への情報提供に関すること
- (3) その他支援活動に関すること

(事務局)

第5条 対策本部の事務局は、危機管理防災課とする。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、市長決裁のあった日から施行する。

別表（第2条関係）

市長公室長 総合政策部長 財務部長 総務部長 福祉部長 健康保険部長 建設部長 都市整備部長 上下水道部長 消防長 事務部長 学校教育部長
